

# 大会運営規程

---

## 低学年運営基準

2023年7月9日（修正版）

花見川区少年軟式野球連盟

# 目 次

## 大会運営規程

第一章 目的	4
第1条 (目的)	4
第2条 (規定)	4
第二章 大会	4
第3条 (大会)	4
第4条 (開催日)	4
第5条 (大会責任者)	4
第三章 チーム編成と登録選手	4
第6条 (編成)	4
第7条 (登録)	5
第8条 (重複登録)	5
第9条 (上部団体等への参加権・推薦等)	5
第四章 試合規定	5
第10条 (ベンチ入り)	5
第11条 (集合)	6
第12条 (メンバー票の交換)	6
第13条 (用具)	6
第14条 (塁間・投手板と本塁の距離、球場規格)	6
第15条 (投球の投球イニングスの制限)	7
第16条 (投手の準備投球数)	7
第17条 (シートノック)	7
第18条 (グラウンド内での制限)	7
第五章 試合の成立	8
第19条 (没収試合・失格)	8
第20条 (試合時間・時間の制限)	8
第21条 (勝敗)	8
第22条 (コールドゲーム・サスペンデッドゲーム)	8
第23条 (延長戦・特別延長戦)	8
第六章 言動の注意	9
第24条 (指導者・応援者の言動)	9
第七章 学校行事・休校等	9
第25条 (学校行事等)	9
第26条 (休校)	9
第八章 抗議権・棄権	9
第27条 (抗議)	9
第28条 (棄権)	9
第九章 球場整備・駐車場	9
第29条 (球場整備)	9
第30条 (駐車場)	10
第十章 審判員・放送担当者	10
第31条 (審判員)	10
第32条 (放送担当者)	10
第十一章 その他	10
第33条 (その他)	10
第十二章 付 則	10
第34条 (附 則)	10

# 低 学 年 大 会 基 準

第 一 章 目 的 .....	11
第1条(目的) .....	11
第 二 章 大 会 .....	11
第2条(大会) .....	11
第3条(大会責任者) .....	11
第 三 章 チーム編成と登録選手 .....	11
第4条(編 成) .....	11
第5条(背番号・低学年の特例) .....	11
第6条(小学部大会の登録) .....	11
第 四 章 球 場 規 格 .....	11
第7条(塁間・投手板と本塁の距離、球場規格) .....	11
第8条(投手の投球インングスの制限) .....	11
第9条 (試合の成立) .....	12
第10条 (勝 敗) .....	12
第 五 章 そ の 他 .....	12
第11条 (その他) .....	12
第12条 (附 則) .....	12

# 大会運営規定

## 第一章 目的

### 第1条 (目的)

この規定は、花見川区少年軟式野球連盟の規約を遵守し、連盟が主催する大会運営規定（以下、「規定」という）とする。

### 第2条 (規定)

- 1 この規定は、千葉市少年軟式野球協会（以下、「市協会」と言う）の大会運営規定に準じ、千葉県少年野球連盟（以下、「県連盟」と言う）及び全日本軟式野球連盟（以下、「全軟連」という）の規約にも準じて運用する。
- 2 連盟主催の低学年大会について、この規程を適用するが、大会の運用上、「低学年大会運営規定」を別途定める。

## 第二章 大会

### 第3条 (大会)

- 1 連盟が主催する大会は、この規定に基づき実施される。
- 2 年度は、毎年1月1日から12月31日とする。但し、秋季大会の進行が遅れた場合、秋季大会終了時とする。
- 3 連盟の主催は、「春季」「夏季」「秋季」会長杯の三大会及び特別大会とする。
  - (1) 各季大会は、Ⅰ部、Ⅱ部及び低学年の大会を開催する
  - (2) 連盟は、低学年秋季大会に限り、理事会の承認を得て3年生以下の小学年大会を開催することが出来る
  - (3) 連盟は、各季大会において決勝戦、3位決定戦を行い優勝、準優勝、3位チームを表彰する。
- 4 連盟は、季大会毎にチーム監督を招集して、次の会議を行う。
  - (1) 監督の出席により、大会運営上の諸注意等の会議（以下、「監督会議」という）
  - (2) 抽選により、対戦相手を決定する会議（以下、「抽選会」という）
  - (3) 監督は、前2項の会議に出席するか、又は監督の代理となる者を出席させなくてはならない。

### 第4条 (開催日)

連盟の主催する各季大会及び行事は、原則、登校日並びに学校の行事日を除く、日曜日、祝祭日又は土曜日に行う。

### 第5条 (大会責任者)

- 1 大会の運営責任者（以下「大会委員長」と言う）は、連盟役員から選出し、低学年大会についても同様とする。
- 2 大会委員長は、各大会球場の球場運営責任者（以下「連責」という）を役員等から指名して派遣する。
- 3 事務局長または担当連責は、開催球場の球場管理者（以下、「球責」と言う）を球場関係者から指名する。

## 第3章 チーム編成と登録選手

### 第6条 (編成)

- 1 連盟の大会クラスは、Ⅰ部・Ⅱ部及び低学年大会の3クラス制とする。
- 2 連盟は、低学年秋季大会に限り、低学年大会のクラスに小学3年生以下で編成するチームの大会（以下、「小学年の部」と言う）が開催可能な場合に低学年大会小学年の部を開催することがある。
  - (1) Ⅰ部は、小学6年生以下の選手（6年生が1名以上登録され、5年及び4年生）で構成されたチーム
  - (2) Ⅱ部は、小学5年生以下の選手（5年生が1名以上登録され、4年及び3年生）で構成されたチーム
  - (3) 低学年は、小学4年生以下の選手（3年生以上が1名以上登録され、小学生）で構成されたチーム
  - (4) 小学年は、小学3年生以下の選手で構成されたチーム
- 3 チーム編成 選手の登録人数は、単独登録：単一学年15名以上18名以内の登録とし、登録人数が14名以内であれば、重複登録を認める。重複登録15名以内とし、主将1名及び監督1名、規定数の登録指導者（以下、「コーチ」と言う）、スコアラー並びに**介護員**から成る。
- 4 連合チームの編成は、単独クラブにおいて登録選手数が12名に達しない場合に単年度に限り、本連盟内の登録選手数が連合チームの規定に達しない他の2クラブ以内と連合してチームを編成することが出来る。
  - (1) 連合チームは、同一学年又は単独チームにおいて編成しなければならない（下級生チームからの連合チームへの重複登録は認めない）
  - (2) 連合チームであって、単独チームの登録メンバーが12名を超え、選手登録をした場合はその季大会の終了時に、

連合を解消しなくてはならない(但し特別事情として理事会にて了解された場合は継続を認める)

- (3) 連合チームを登録する場合、季大会前の理事会の承認を必要とし、連合の解消は次の理事会に報告する
- (4) チームの名称は、当該チームが連合チームであることが明らかに判る名称とすること

#### 第7条 (登録)

- 1 大会に出場できるのは、加盟クラブに属するチームに所属した連盟登録選手とする。
- 2 クラブは、定期総会開催時まで連盟事務局へ当該年度に大会参加を計画するチーム(「I部」「II部」「低学年」)の報告を行わなくてはならない。
- 3 選手は千葉市内に居住又は通学、若しくは花見川区に隣接する地域地区に居住する学童とする。但し、選手の居住地等に特段の事由がある場合は、理事会の承認を必要とする。
- 4 クラブは、連盟に所定事項の登録を行わなくてはならない。
  - (1) クラブの名称、クラブ代表者、氏名、住所及び連絡先
  - (2) チーム名と監督及びコーチの氏名、背番号、連絡先並びにスコアラーと介護員の氏名
  - (3) 選手の氏名、背番号、保護者名、学校名
  - (4) その他、連盟が必要としたもの
- 5 年次登録は、春季大会抽選会時とする。
- 6 年次登録後に生じた追加登録は、各季大会の開会式受付時まで認め、登録の抹消は、遅滞なく行うこと。
- 7 登録背番号は、次の通りとする。
  - (1) 選手の背番号は1番から始まる連番とし、0番の使用を認めるが、00と27・28・29・30番は認めない
  - (2) 主将の背番号は10番とする
  - (3) 監督の背番号は30番、コーチは3名以内とし、背番号は29・28・27番とする(低学年大会に関しては「低学年大会運営規定」に定める)
- 8 連盟に登録する者は、スポーツ障害保険への加入を義務付ける。

#### 第8条 (重複登録)

- 1 チーム所属の選手が15名に満たない場合、当該チームの総選手15名を限度に、下級生チームからの重複登録が認められる。
- 2 同一クラブ内で並行して、複数のチームを同一クラスに登録する場合、選手は選定した一つのチームにのみ登録が出来る。
- 3 大会クラスの主学年の選手登録が15名在籍するチームは、単独チームとしての試合が可能とみなし、重複選手の試合状況・行事・条件等を考慮せず、試合を組むことがある。

#### 第9条 (上部団体等への参加権・推薦等)

- 1 次の各号全てに該当しない場合、連盟の上部団体(市協会・スポ連・県連・学童)の大会及び行事等への出場または参加は出来ない。
  - (1) 出場または参加する団体へのクラブ登録をしていること
  - (2) チームが連盟登録をしていること、かつ連盟登録選手又は指導者であること
  - (3) 上記(2)のクラブ及びチームまたは、選手、指導者、或いは関係者が連盟の大会出場、若しくは行事参加が定例であると認められること
  - (4) 連盟の運営に協力的であると認められるクラブであること
- 2 上記に該当しない場合は、会長が参加・推薦を承認した場合、若しくは理事会の承諾があった場合とする。

### 第四章 試合規定

#### 第10条 (ベンチ入り出来る者)

- 1 試合中にベンチ入り出来る者は、選手、監督、コーチ及び代表者、スコアラーと女性介護員とする。
- 2 ベンチ入りする選手及び監督、コーチは、同意匠のユニフォームに背番号を付けること。  
なおスパイク又はシューズの色に関しては個々自由とする。(低学年共通) 各人数は次の通りとする。
  - (1) ベンチ入り出来る登録選手は、18名以内とする
  - (2) 監督1名、チーム登録コーチ3名以内とする
- 3 代表(代表代行は認めない)とスコアラーは各1名とし、介護員2名以内とする
  - (1) 代表者がベンチ入り出来ないときは、登録された副代表者等のベンチ入りを認める
  - (2) 代表者とスコアラーは、ユニフォーム及び審判服でのベンチ入りは認めない

- (3) 代表者とスコアラーは、野球試合に相応した服装でチーム帽子を着帽すること
  - (4) 介護員の服装は前号に準じ、介護員証は見やすい位置に付け、チーム帽子を着帽すること
  - (5) 監督が試合に臨めない時は、監督代行を登録コーチ 29・28・27 番が代行すること
  - (6) スコアラー、介護員が不在の場合は、連盟の指定講習を受講した代行者を充てること
  - (7) ベンチは、抽選番号の先番が 1 塁側、後番を 3 塁側とする
- 4 本条について、低学年大会においては「低学年大会運営規定」に別途定める。

#### 第 11 条 (集 合)

- 1 第 1 試合目のチームの集合は、連盟が指定した試合開始時刻の 1 時間前とし、球場設営、整備等を行う。
- 2 第 2 試合目以降のチームは、試合開始時刻の 45 分前とする。
- 3 監督等は、球場に到着後速やかに、球場本部 (連責) に到着したことを報告すること。
- 4 前項の報告を怠った場合、球責はメンバー票の提出を拒否する場合がある。

#### 第 12 条 (メンバー票の交換)

- 1 連盟が主催する大会は、試合開始前にメンバー票の交換を行わなくてはならない。
- 2 メンバー票が提出されない場合、当該チームは棄権した者とみなし、相手側の没収試合とする。
- 3 球責が監督を招集したとき (試合開始予定時刻の 30 分前、又は 5 回裏終了時) に出場選手が球場に到着していない場合、メンバー票の交換は行わず、前項を適用することがある。
- 4 球責は、集合時又は必要に応じて、試合チームの監督を招集し、メンバー票の交換及び大会規程と球場のローカルルール等の説明を行う。
  - (1) 監督は、主将を帯同し、大会本部が招集時に出場する選手名 (フルネーム) に読みカナを付して、必要欄を記入したメンバー票 4 通を大会本部に持参すること
  - (2) メンバー票交換後、球責及び球審立会いの下、双方の主将による「トス」による先攻・後攻を決める
  - (3) メンバー表は、協会指定用紙を使用すること

#### 第 13 条 (用 具)

連盟が主催する大会で選手が使用するバット、ヘルメット及び捕手用具は、全軟連学童の規格に適合した” JSBB “公認マークの入ったものとし、詳細は次の通りとする。

- (1) 使用球は、全日本軟式野球連盟公認球 J 号球とする
- (2) 打者用ヘルメットは、JSBB 公認マークの入ったものをチーム毎に 8 個以上用意し、キズ、ひび割れ等のあるものの使用を禁止する
- (3) 捕手用具は、JSBB (もしくは SG) マークのある捕手用のスロートガード付マスク、ヘルメット及びプロテクター・レガース並びにファールカップとする
  - ア) 捕手は打席に入る時以外はプロテクターとレガースを装着し、マスクと捕手用ヘルメットは、近くに置いて次のインニングの投球練習に備えていること
  - イ) 捕手になる者は、ファールカップを装着すること
  - ウ) チームは予備捕手を決め、正捕手と同等の用具を装着し (チームは少なくとも補助捕手用のマスクとヘルメットは準備すること)、次のインニングの投球練習に備えること

なお、区連大会のみ指導者のブルペンでの投球補助およびインニング毎の投球練習補助を認める
- (4) “JSBB” 公認バットを加工、細工又は修理等をしたと認められるもの及びグリップテープの剥がれたバットの使用を禁止する
- (5) 投手のグローブは、白色、灰色、金銀色系以外の単色とし、“飾り紐”等が付いている物は使用禁止とする
- (6) 投手 (投球時) の手袋使用は、やむ得ない場合を除き、使用禁止とする
- (7) 打者等が着用するバッティング用手袋の色は自由とする
  - エ) 走者のバッティング手袋の使用を認める
  - オ) シートノック時に監督又は指導者がバッティング手袋を使用することを認める
- (8) ベンチ入りの選手 (投手以外)、指導者のリストバンドの使用を認める。サングラスの使用をみとめる。
- (9) 試合に臨む場合は 怪我等に必要な処置用品の入った救急箱等を携帯すること

#### 第 14 条 (塁間・投手板と本塁の距離、球場規格)

- 1 各塁のベースは、移動ベースを使用し、バッターボックス及び、投手板・塁ベースの規格は、全日本軟式野球連盟学童の部の規定を採用し、塁間は 23 ㍎、本塁と投手板の距離は 16 ㍎、本塁と 2 塁間は 32.52 ㍎とする。

2022年度より本塁ベースは一般用を使用し、打者区画線は学童部用とする。

- 2 球場の広さ、球場内障害物、その他を考慮して、ローカルルールを予め定め、大会に適用する。
- 3 低学年大会（小学年を含む）の塁間は、低学年大会規定に定める。

#### 第15条 投手の投球制限に関して

- 1 選手の健康を考慮し、2023年度夏季大会より投手の投球数を以下に制限する。
- 2 連盟主催の大会において同一投手の一日の投球制限数、並びに投球数記録通知関係を下記とする
  - (1) 6・5年生の投手は、一日の投球数を70球制限とする。（なお、規定数到達時でも対戦中の打者までは継続して投球する事ができる）
  - (2) 4年生以下の投手は、一日の投球数を60球制限とする。（なお、規定数到達時でも対戦中の打者までは継続して投球する事ができる）但し4年生以下の投手がⅠ部・Ⅱ部の試合にて投球する場合であっても球数は60球制限とする
  - (3) 投球数の記録は試合審判として担当する2チームより各1名ずつ予備審判を配置し、大会記録と投球数記録を担当する。（前記担当が配置できない場合は、区連役員もしくは役員が指名する記録員にて対応をすることができる）
  - (4) 投球数に関しては前記担当の記録数を優先とし、放送設備のある会場ではインニング毎に当該インニングの投球数と合計数を放送にて通知する。放送設備の無い会場では試合当該チームの関係者が本部席まで来て前記投球数通知を受ける事とする。

#### 第16条 （投手の準備投球数）

投手の準備投球は一回目と投手交代時は、5球以内、二回目以降は、3球以内とするが、審判、球場責任者の判断で準備投球数を変更する場合もある。

#### 第17条 （シートノック）

試合開始前に両チームが5分間以内のシートノックをすることが出来る。シートノックは、後攻チームから初め、下記の事項を厳守すること。

- (1) 捕手は、シートノック時及び投球練習時には、捕手マスク（スロートガード付）、ヘルメット及びプロテクター、レガース並びにファールカップの装着を義務付け、補助捕手も同様とする。
- (2) 正捕手、補助捕手以外のシートノックの補助選手には、打撃用ヘルメットの着用を義務付ける。
- (3) ノッカーへの背後からの“ボール手渡し”を厳禁とする。
- (4) 監督及びコーチは、シートノックを行う場合、特別な場合を除き、グラウンドコート等を脱いで行うこと。
- (5) シートノック時の手伝いは、ベンチ入りスタッフ（30、29、28、27）着用者が行う。なおトス前までは、前記スタッフの他ユニフォーム着用者の手伝いを認める。
- (6) 選手と同一のユニフォーム、同色のシューズを着用していない指導者は、グラウンド内に入る事はできない。

#### 第18条 （グラウンド内での制限）

- 1 大会運営上、次の制限並びに原則行為を定め、グラウンド内では如何なる場合でもグラウンドコート等は脱ぎ、駆け足で速やかな行動、行為を取ること。
  - (1) 監督が投手と協議する時は、マウンドまで駆足で励行すること。
  - (2) 選手への指示についても同様とする。（簡潔指示の励行）
    - ・ 同一インニングに同様の行為（タイムを請求して(1)(2)の行為）2度行った場合は、投手を交代させなくてはならない。
  - (3) 守備タイムは、監督、選手合わせて6インニング3回以内とし、2名以上集まった場合タイム1回とみなす。
  - (4) 攻撃時の作戦タイムは、6インニングで3回以内とするが、守備タイム便乗の場合、相手タイムの輪が解けた時点で1回とみなす。
  - (5) 延長又は、特別延長の場合は、1インニングに付き守備・攻撃の作戦タイムは、各1回とする。
  - (6) 便乗タイムが相手チームのタイム時間をオーバーした場合、1回のタイムを要求したものとみなす。
  - (7) 監督以外は、ベンチラインの前縁を踏み越えて選手に指示等は出来ない。
  - (8) ベンチ入りした指導者（代表・監督・コーチ・スコアラー・介護員）は、試合中の喫煙を禁止する（試合中喫煙を目的としてベンチ外に出た場合は、ベンチ入りを放棄したとみなし、ベンチに戻れない）
  - (9) 各球場において、危険物排除のため、ベンチ内への組立て椅子等の持ち込みを原則、禁止する。
  - (10) 臨時代走は、打順前位者（ただし投手・捕手を除く）とする。

(12) 選手のサングラス着用を可とする。(低学年共通)

(13) 指導者は特別な事由(病気等)がない限りサングラスを着用する事を禁止する。(低学年共通)

(14) 打者はネクストバッターサークルでは立った状態で待機する事。また試合中、同場所および周辺にての素振りは禁止とする。(低学年共通)

- 2 試合開始前練習は、安全の配慮からフリーバッティングは禁止する。  
素振り、バント練習、トスバッティングは指導者立会いのもと外野で行うことができる。なお、球場責任者の判断で中止する場合もある。
- 3 前項については、各球場のローカルルール、球場環境準じて球責担当者が認めた練習は、特例処置として認めることがある。

## 第五章 試合の成立

### 第19条 (没収試合・失格)

- 1 メンバー票が正規に提出されない場合、またはメンバー票交換後、選手が試合開始時刻 20 分前までに、ベンチ入りが出来ない場合は、没収試合とし、相手側の不戦勝とする。
- 2 大会で不正行為を行った場合、或いは後日に不正行為が発覚したチームは失格とし、相手側に勝利を与える。
- 3 決勝戦で不正行為を行った場合は、相手側を優勝に繰り上げ、準優勝は連盟預かりとする。

### 第20条 (試合時間・時間の制限)

- 1 試合は、6回イニングの表裏終了をもって成立、またはプレイボールから1時間30分を経過した時点で成立する。
- 2 決勝戦に関しても同様とする。
- 3 低学年大会(小学年を含む)の試合時間・時間の制限は、低学年大会規定に定める。

### 第21条 (勝敗)

- 1 勝敗は、6イニングス終了時、または制限時間を経過したイニングス終了時に得点の多いチームの勝利とする。
- 2 試合の記録は大会本部様式によって、控え審判が行う(決勝戦については、大会本部)が行う。
- 3 低学年大会(小学年を含む)のイニング規定は、低学年大会規定に定める。

### 第22条 (コールドゲーム・サスペンドゲーム)

- 1 試合中、降雨によるグラウンドコンディション不良、雷・濃霧のため30分間中断後に試合継続が不可能な場合、または、日没や予期せぬ事態で球審が試合継続不可能と判断した場合、4イニングス(後攻が得点の多い場合は、4回表)終了時をもってコールドゲームとして成立する。
  - (1) 試合は、前項の規定イニングスを経過している時、その中断時点を以って試合が成立したものとする
- 2 次の点数差が付いた場合は、点差コールドゲームとして成立する。
  - (1) 5イニングス以降 7点差
- 3 決勝戦においても、コールドゲームを採用する。
- 4 試合が不成立の場合は、後日再試合若しくは、サスペンドゲームとして再開することがある。
- 5 低学年大会(小学年を含む)のコールドゲームは、低学年大会規定に定める。

### 第23条 (延長戦 特別延長戦)

- 1 本規程21条1項で勝敗が決していない場合、次の通りとする。
  - (1) 制限時間に到達していない場合(1時間30分以内)
    - ・制限時間内を限度に延長戦を行い、勝敗を決する。
  - (2) 制限時間を経過している場合(1時間30分を超えている)
    - ・本条(3)のを行い、勝敗を決する
  - (3) 規定時間経過後同点の場合、最大2回までのタイブレークを行う(タイブレークは1死満塁で最終打者の次の打者からの打席に入り、走者は最終打者が1塁走者、その前打者が2塁走者、その前打者が3塁走者として始める)
  - (4) 2回のタイブレークで勝敗が決しない場合、または大会運営上、特別延長戦が出来ない場合は、最終回の出場選手各9名による抽選(○×方式)で勝敗を決する(抽選結果が選手に判別出来ないように配慮すること)
  - (5) タイブレークでの選手交代を認める(タイブレークに入る前に、既に交代した選手の交代は認めない)



- (6) 決勝戦においては、試合時間を過ぎ勝敗が決しない場合は、タイブレークを採用し、勝敗が決するまでタイブレークを行うこととする。
- 2 低学年大会（小学年を含む）の特別延長戦は、低学年大会規定に定める。

## 第六章 言動の注意

### 第24条（指導者・応援者の言動）

- 1 監督、コーチの選手指導については、健全な育成に相応しい範囲内とする。
- 2 自軍、相手チームへの罵声及び審判員に対しての野次行為等の品位を欠く言動が認められた時は、即刻退場処分とする。
  - (1) 攻撃時に、投球動作に入った投手に対して、動揺を誘う言動（大声等）や動作は厳禁する
  - (2) 攻撃時に、相手チームの守備選手に対して、動揺を誘う言動（大声等）や動作は厳禁する
  - (3) 守備側チームが、相手チームの打者、及び走者に対して動揺を誘う言動（大声等）や動作は厳禁する
  - (4) 球責及び球審は、前1号～3号に触れる行為が認められ、審判員が注意をしても同様行為が繰り返し行っている指導者、または選手を球場から除くことが出来る
  - (5) 自チームの応援者の行為、言動については、各監督が責任を持たなくてはならない
  - (6) 応援者であっても、自チームの選手、相手チームや審判員に対して野次行為が認められたとき、球責または球審は、その応援者、或いはチーム監督を退場処分することが出来る

## 第七章 学校行事・休校等

### 第25条（学校行事等）

クラブ及びチームは、学校行事、学校行事に準じる行事(以下、学校行事等という)が大会期間中にある場合、各季の抽選会前に書面で大会委員長に提出しなくてはならない。

- 2 学校行事等は、チーム毎に選手が通学する2校（理事会が認める場合は3校）を限度とする。
  - (1) クラブ代表者は、連盟に届出した学校行事等に当たる日は、大会日程の調整を請求出来る
  - (2) 登録選手が複数校に亘っているチームは、指定2校（理事会が認める場合は3校）を抽選会前に届け出ること

### 第26条（休校）

感染症等により、クラブ所属選手が通学している学校が、休校や学年・学級閉鎖となった場合、登校を禁止された範囲に属する選手は、試合に出場出来ない。

- (1) 諸状況を考慮して当該試合に限り、本規定第8条の範囲以内で追加選手の登録を認める
- (2) 登録選手が複数校に渡っているチームは、第26条2項とする

## 第八章 抗議権・棄権

### 第27条（抗議）

- 1 大会の試合中、審判員に抗議出来る者は監督、並びに当該選手とする。
- 2 試合終了後は、当該試合の審判員と球責等の球場関係者への抗議は出来ない。
- 3 試合後、当該試合についての質問・異議等は、試合終了後2日間以内に大会委員長に文書で提出のこと
- 4 前項3の場合、大会委員長は当事者及び関係者から速やかに事情を聴取し、文書提出者に結果を報告しなくてはならない。

### 第28条（棄権）

- 1 抽選会または開会式を欠席、或いは参加をしないチームは次の処分をする。（予め、その理由を大会委員長に届け出て、承認を受けた場合はこの限りではない）
  - (1) 抽選会に欠席したチームは、その大会を棄権したものとみなす
  - (2) 開会式に出場選手が参加しないチームは、初戦を没収試合とする
- 2 やむを得ず、試合を棄権する場合は、試合予定日の4日前までにその理由を大会委員長に報告し承諾をうけること。
- 3 連絡なく試合を放棄した場合は没収試合とし、チームまたはクラブ代表者に処分を科す。
- 4 連盟は、没収試合が生じた場合、または失格処分を行った場合、当該チームの選手たちへ特段の教育上の配慮を行わなくてはならない。

## 第九章 球場整備・駐車場

### 第29条 (球場整備)

- 1 チームは、球場整備者(以下、「GK」グラウンドキーパー と言う)をチーム毎に試合球場に2名以上派遣すること。
- 2 GKは、試合開始前のグラウンド設営(ライン引き等)と、試合終了後のグラウンド整備を行い、次の試合のプレイボールまで球場に留まり、次試合のGKに引き渡すこと。
  - (1) 第1試合のチームのGKは、試合開始1時間前に球場に到着し、グラウンド設営をすること
  - (2) 最終試合のチームのGKは、グラウンド全面と付帯設備の整備・片付けと施錠をして球責まで報告をすること
  - (3) 球場外に出たファールボールの回収は、ボールが出た側のベンチ指導者、または保護者が行うこと
  - (4) 試合当事者のチームは、ゴミ袋を持参し、球場の美化に努め、必ずゴミを持ち帰ること

### 第30条 (駐車場)

選手の送迎、応援者等の車両が駐車場を使用する場合は、区連盟指定の駐車証(5枚/チーム)を見やすい場所に掲示し、駐車場担当者の指示に従うこと。

- (1) 駐車場利用台数制限のある球場では、チーム全体で制限台数を超えて駐車場に入場出来ない
- (2) 駐車場においては、近隣からの苦情が出ない様、各チーム、各自が配慮すること
- (3) 駐車場管理者及び連盟は、駐車場内での事故等の一切の責任を負わない

## 第十章 審判員・放送担当者

### 第31条 (審判員)

- 1 審判員になる者は、連盟の主催する審判講習会を受講しなくてはならない。
- 2 クラブは原則、帯同審判員を派遣する場合、連盟主催の審判講習会修了者でなくてはならない。  
※ 連盟規約第27条別紙(連盟審判員教育)を参照
- 3 審判員は大会の趣旨を理解し、中立な立場で誠意を持って忠実な審判活動を行い、次の事項を遵守しなくてはならない。
  - (1) 当連盟審判講習受講証を常に携帯し、球責の求めに応じ、提示すること
  - (2) 腕時計・携帯電話等審判活動に不要なものを体から外すこと
  - (3) 審判服(連盟指定のもの)、黒色の靴及び審判帽子を着用し、審判服の指定した場所に審判証を付けること
  - (4) 審判服は、6月初め～10月末までは半袖の夏服とし、その期間以外は長袖とする(寒暖に応じて紺または黒系のVネックジャンパーの重ね着を認め、原則チームのグラウンドコート等の重ね着は認めない)
  - (5) 試合開始時刻の1時間前に球場に到着し、担当審判員同士で打合せを行い、試合に備えること
  - (6) 試合終了後は、当該試合の反省会を行うこと
  - (7) 当該試合の審判員及び審判ローテーションは、審判部が選任し、指示をする
  - (8) 天候の急変(降雨・突風等)落雷の危険が予想されるとき等)、またはグラウンドコンディション不良、或いは試合が続行できない状況になった場合、若しくは日没等のとき、球審は球責と協議の上、両チーム監督に諸説明を行い、適切冷静に対処すること
  - (9) 審判用マスクは、基本JSBB(もしくはSG)マークのあるスロートガード付マスクを使用する事。

### 第32条 (放送担当者)

クラブは、放送設備のある球場では、試合当該チームから放送担当者(アナウンス)1名を派遣し、次の事を遵守すること。

- (1) 放送担当者は、連盟主催のアナウンス講習会等を受講すること
- (2) 放送席で放送担当者は、中立的な立場でアナウンスを行うことし、拍手等の応援行為を行ってはならない

## 第十一章 その他

### 第33条 (その他)

この規定は、理事会の承認を得て変更する事が出来る。

## 第十二章 付 則

### 第34条 (附 則)

- 1 この規定の管理は、事務局が所管する。
- 2 この規程は、審判部が監修し、役員会に答申を行い、理事会で承認されて施行する。

2013年1月31日 改正

2013年3月1日 施行(改)

2013年10月1日 改正

2017年3月1日 改正

2017年8月20日 改正

2019年2月28日 改正

2020年2月24日 改正

2022年2月23日 改正

2023年5月3日 改正(同年夏季大会より施行)

2023年7月9日 訂正(第3章第6条3項 第4章第10条3項 介護員女性限定表記)削除

## 低学年大会運営規定

### 第一章 目 的

#### 第1条 (目 的)

この規定は連盟の規約を遵守し、連盟が主催する大会運営規定に準じ、低学年大会(4年生以下)及び小学年の部(3年生以下)を開催するにあたり、選手の身体の健全な発育と健康管理を特筆するため、低学年大会運営規定を設ける。

### 第二章 大 会

#### 第2条 (大 会)

- 1 大会は、大会運営規定第3条に準じる。
- 2 連盟主催の低学年大会実施について、協会の低学年大会運営規定に基づいて運用するが、一部の低学年大会運営規程について特例を定め連盟の低学年大会運営規定を適用する。

#### 第3条 (大会責任者)

低学年大会の運営責任者(以下、「低学年大会委員長」という)は、大会運営規定第5に準じる。

### 第三章 チーム編成と登録選手

#### 第4条 (編 成)

- 1 チームの編成は、大会運営規程第6条2項3号及び4号に準じる。
- 2 学年大会及び小学年の部は、連盟加盟の他のクラブと連合チームで参加することを認める。但し、連合前のチームに4年生以下の登録選手数が11名を超えていた場合は、連合チームに参加することが出来ない。
- 3 連合チームは、前項規定に達していない3チームを以内で編成をすることが出来る。
  - ・連合チームの編成目的は、選手の底辺拡大及び選手の試合参加を目的とし、単独チームでの試合参加が出来ない選手の救済処置である
- 4 連合チームが上部団体(市協会又は県連盟)の低学年大会に出場する権利を得た場合においても、当該大会の大会規定に従わなければならない。  
※連盟の連合チームは、上部団体又は他の団体等の基準を満たし、当該大会への出場を保証するものではない。

#### 第5条 (背番号・低学年の特例)

- 1 監督の背番号は30番、コーチは3名以内とし、背番号は27・28・29番、介護員は2名以内とする。
- 2 監督が試合に臨めない場合は、監督代行をチーム登録コーチから1名選任し、試合開始前に球責へ申し出なくてはならない。(選手の安全管理上、連盟登録コーチから前項の数以内でコーチの補充をすることが出来る)
- 3 主将以外の新規所属選手はチーム帽子の着帽を必要とし、ユニフォームの着用は必要としない。
- 4 新規選手の登録が間に合わない場合は、試合前に球責に申し出て、対戦相手チームの確認を得れば、その選手は登録した者とみなし、試合に出場できる。

#### 第6条 (小学部大会の登録)

- 1 小学年の部に出場する選手(小学3年生以下)の登録は、特段の選手登録を必要としない。
- 2 低学年大会又はI部・II部大会に出場する選手は、当該クラスチームの選手登録を要し、大会運営規定6条2項に準じること。

## 第四章 球場規格

### 第7条 (塁間・投手板と本塁の距離、球場規格)

低学年大会では、塁間・投手板と本塁の距離、球場規格は、次の通りとする。

- (1) 低学年の塁間は21<sup>メートル</sup>、本塁と投手板の距離は14<sup>メートル</sup>、本塁と2塁間は29.7<sup>メートル</sup>とする
- (2) 小学年の部の塁間は21<sup>メートル</sup>、本塁と投手板の距離は14<sup>メートル</sup>、本塁と2塁間は29.7<sup>メートル</sup>とする。

### 第8条 (投手の投球数の制限)

- 1 4年生以下の投手は、一日の投球数を60球制限とする。(なお、規定数到達時でも対戦中の打者までは継続して投球することができる)
- 2 低学年の選手が、I部・II部の大会に出場した場合でも、本条を適用する。
- 3 投球数の記録・通知に関しては大会運営規定第15条に準ずる事とする。

### 第9条 (試合の成立)

- 1 試合は、5回表裏イニングの終了時、又はプレイボールから1時間15分(制限時間も同じ)を経過し、表裏イニング終了時に成立する。
- 2 試合は、制限時間を超えて新しいイニングに入らない。
- 3 試合中、降雨等によるグラウンドコンディション不良、雷・濃霧のため30分間中断後に試合継続が不可能な場合、又は日没や予期せぬ事態で、球審が試合継続不可能と判断した場合に、3イニングス(後攻チームが得点の多い場合は3回表)終了時を以って試合は成立する。
- 4 3イニングスを経過後、中断等が発生し、試合の継続が不可能と判断した場合は、その中断時点を以って試合が成立したものとする。
- 5 3イニングス終了時以降10点差がある場合、コールドゲームとして成立する。
- 6 試合が成立していない場合は、後日サスペンドゲームとして試合中断時点から再開継続することがある。

### 第10条 (勝敗)

- 1 大会は、5イニングス終了時又は制限時間を経過したイニングス終了時に得点の多いチームの勝利とする。
- 2 試合終了時に同点の場合は下記の通りとする。
  - (1) 1イニングのタイブレークを行う(タイブレークは1死満塁で最終打者の次の打者からの打席に入り、走者は最終打者が1塁走者、その前打者が2塁走者、その前打者が3塁走者として始める)
  - (2) タイブレークで勝敗が決しない場合は、最終回の出場選手各9名による抽選(○×方式)で勝敗を決する(抽選結果が選手に判別出来ないように配慮すること)
- 3 決勝戦の場合は、大会本部で決めた方法で勝敗を決する

## 第五章 その他

### 第11条 (その他)

この規定は、理事会の承認を得て変更する事が出来る。

### 第12条 (附則)

- 1 この規定の管理は、事務局が所管する。
- 2 この規程は、審判部で監修し、役員会に答申して理事会で承認されて施行する

2013年1月31日 改正

2013年3月1日 施行(改)

2013年10月1日 改正

2017年3月1日 改正

2017年8月20日 改正

2019年2月28日 改正

2020年2月24日 改正

2022年2月23日 改正

2023年5月3日 改正(同年夏季大会より施行)